

報道関係者 各位

令和4年1月18日(火)

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 菅原 武

主任産業安全専門官 武田 栄治

課長補佐 熊谷 昭彦

(電話番号) 022-299-8839

令和3年の労働災害発生状況(速報値)について

宮城労働局(局長 小林 健)では、このたび、令和3年の労働災害発生状況(速報値)をとりまとめましたので公表します。

県内の事業場における令和3年1月から12月までの労働災害による死亡者数(以下「死亡者数」という)は14人(前年同期比+1人、7.7%増)、また、休業4日以上之死傷者数(以下「死傷者数」という)は2,712人(前年同期比+547人、25.3%増)となっています。

死傷者数増加の主な要因は、新型コロナウイルス感染症と昨シーズンにおける冬期の転倒の増加です。

(参考)

- 新型コロナウイルス感染症のり患による死傷者数(前年同期人数)

死傷者数 282 人(25 人) 257 人増加

- 転倒による死傷者数(前年同期人数)

死傷者数 709 人(549 人) 160 人増加

令和3年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、各労働基準監督署に提出のあった労働者死傷病報告のうち、休業4日以上のもの、かつ、令和4年1月7日までに提出されたものを対象に集計しています。なお、労働災害統計は、毎年、翌年4月に確定しています。

【令和3年労働災害発生状況（速報値）の概要】

1 死亡者数

業種別では建設業が6人（前年同期比+3人、100%増）で最も多く、次いで、陸上貨物運送事業が3人（前年同期比+2人、200%増）、小売業が3人（前年同期比+3人）の順となっている。なお、前年同期に5人となっていた製造業は1人（-4人、80%減）となっている。（資料1）

2 月別死傷者数

1月が358人（全体の13.2%、前年同期比81.7%増）で最も多く、次いで、3月が288人（全体の10.6%、前年同期比45.5%増）、4月が262人（全体の9.7%、前年同期比36.5%増）の順となっている。（資料2）

3 業種別死傷者数

主な業種別では、製造業464人（全体の17.1%）、建設業311人（全体の11.5%）、陸上貨物運送事業374人（全体の13.8%）、小売業308人（全体の11.4%）、社会福祉施設322人（全体の11.9%）となっている。（資料1）

前年同期に比べて、すべてで増加しているが、特に、陸上貨物運送事業（前年同期比+80人、27.2%増）、小売業（前年同期比+56人、22.2%増）、社会福祉施設（前年同期比+122人、61.0%増）が大幅に増加している。

4 事故の型別死傷者数

転倒が709人（全体の26.1%）で最も多くなっており、次いで、墜落・転落403人（全体の14.9%）、動作の反動・無理な動作310人（全体の11.4%）、その他308人（全体の11.4%）の順になっている。（資料3）

特に、前年同期に比べて、転倒（前年同期比+160人、29.1%増）や交通事故（道路）（前年同期比+47人、44.3%増）、その他（前年同期比+242人、366.7%増）が大幅に増加している。

なお、「その他」に含まれている新型コロナウイルス感染症のり患による死傷者数は282人（全体の10.4%）で、前年同期に比べて257人の増加となっている。（資料4）

主な業種別の内訳は、保健衛生業134人、その他の事業43人、建設業24人、製造業20人となっている。（資料5）

5 年代別死傷者数

50歳代が642人（全体の23.7%）で最も多くなっており、次いで、60歳代591人（全体の21.8%）、40歳代562人（全体の20.7%）の順になっている。（資料6）

なお、60歳以上が736人で全体の4分の1以上を占めている。

【添付資料】

- 1 資料1～6
- 2 令和3年宮城県内の死亡災害概要
- 3 リーフレット「要注意！冬季の転倒災害！」
- 4 リーフレット「取組の5つのポイント」
- 5 リーフレット「Safework 向上宣言」



(資料1)

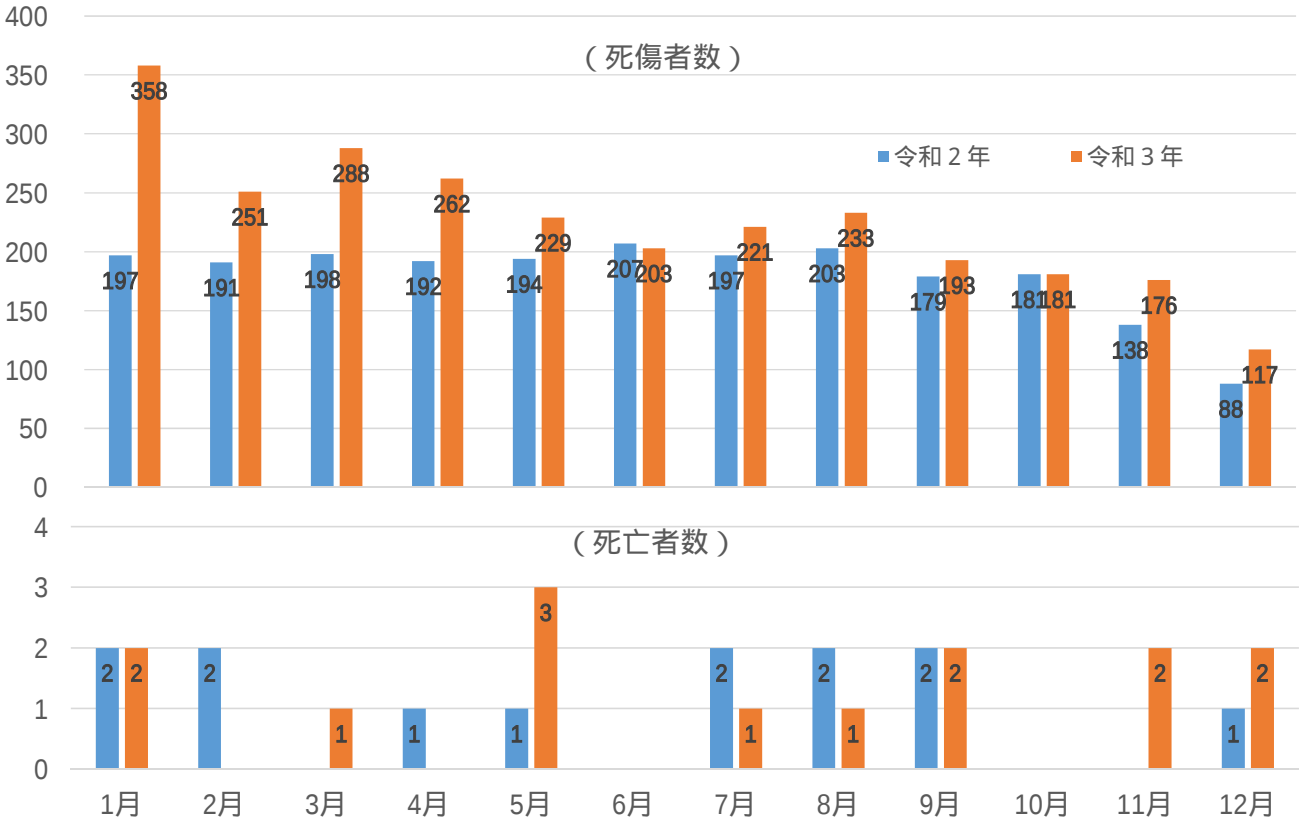
主な業種別死傷者数(カッコ内は死亡者数)

	令和3年速報値 (1月～12月)	令和2年速報値 (1月～12月)	令和3年と令和2年の比較		令和2年確定値 (1月～12月)	
			増減数	増減率		
全産業	2,712人 (14人)	2,165人 (13人)	+ 547 (+ 1 人)	+ 25.3%	2,407人	(15人)
製造業	464人 (1人)	432人 (5人)	+ 32 (- 4 人)	+ 7.4%	464人	(5人)
建設業	311人 (6人)	270人 (3人)	+ 41 (+ 3 人)	+ 15.2%	283人	(3人)
陸上貨物運送事業	374人 (3人)	294人 (1人)	+ 80 (+ 2 人)	+ 27.2%	317人	(2人)
第三次産業	1,430人 (4人)	1,063人 (1人)	+ 367 (+ 3 人)	+ 34.5%	1,229人	(2人)
商業	444人 (3人)	357人 (0人)	+ 87 (+ 3 人)	+ 24.4%	413人	(1人)
小売業	308人 (3人)	252人 (0人)	+ 56 (+ 3 人)	+ 22.2%	299人	(0人)
保健衛生業	426人 (1人)	264人 (0人)	+ 162 (+ 1 人)	+ 61.4%	306人	(0人)
社会福祉施設	322人 (1人)	200人 (0人)	+ 122 (+ 1 人)	+ 61.0%	232人	(0人)

令和3年分は令和4年1月7日時点で報告のあった令和3年の休業4日以上死傷者数を取りまとめたもの。令和2年分は前年同時期の数値。いずれも速報値であり、今後変動する可能性がある。以下、同じ。

(資料2)

月別死傷者数の推移

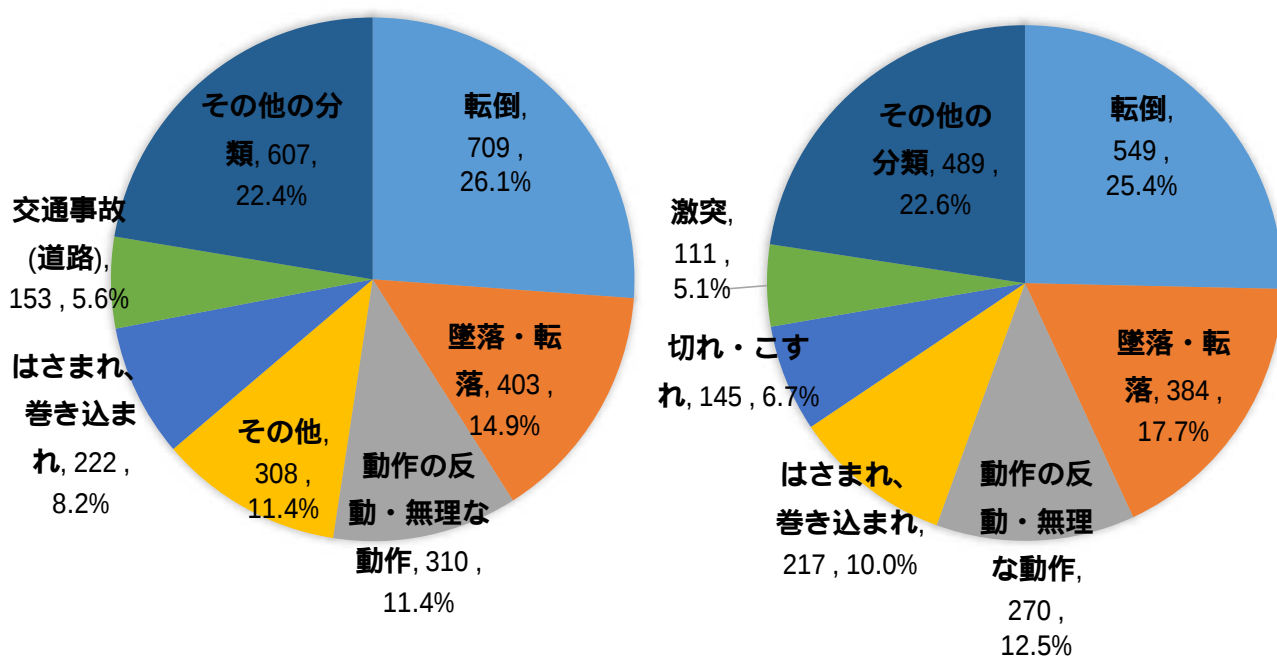


(資料 3)

事故の型別死傷者数

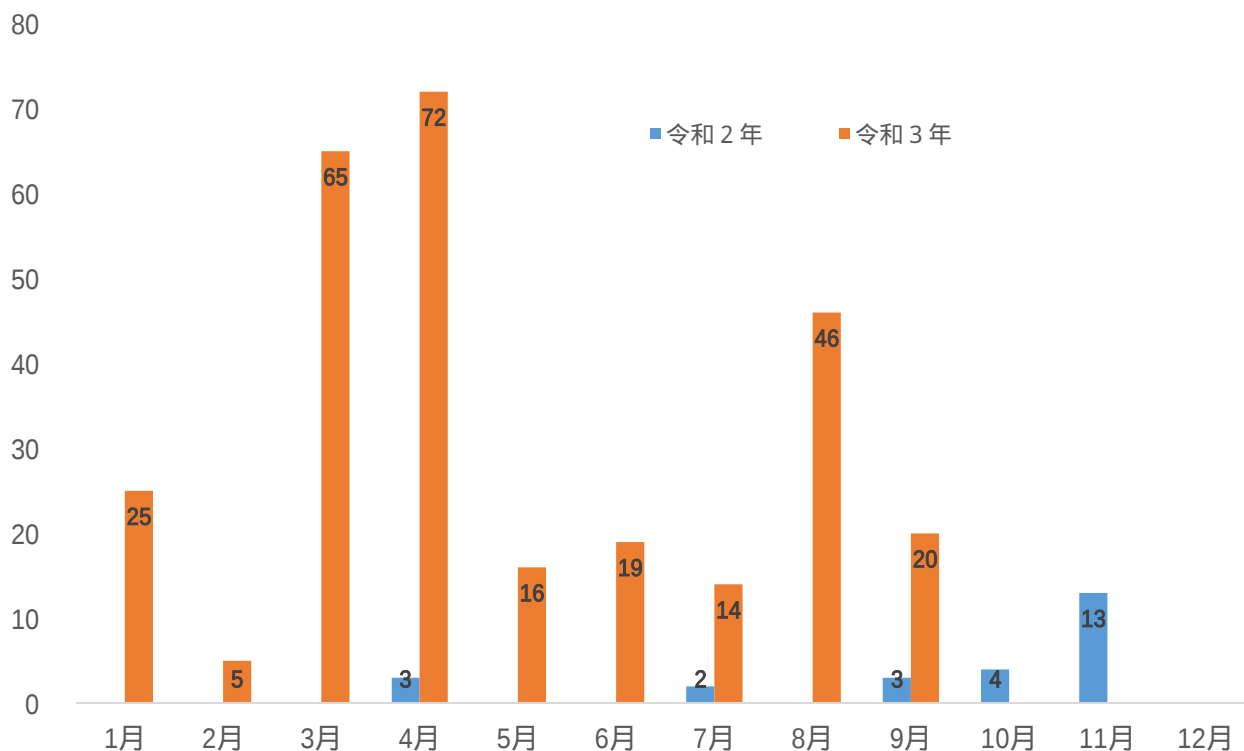
令和 3 年 (全2,712人)

令和 2 年 (全2,165人)



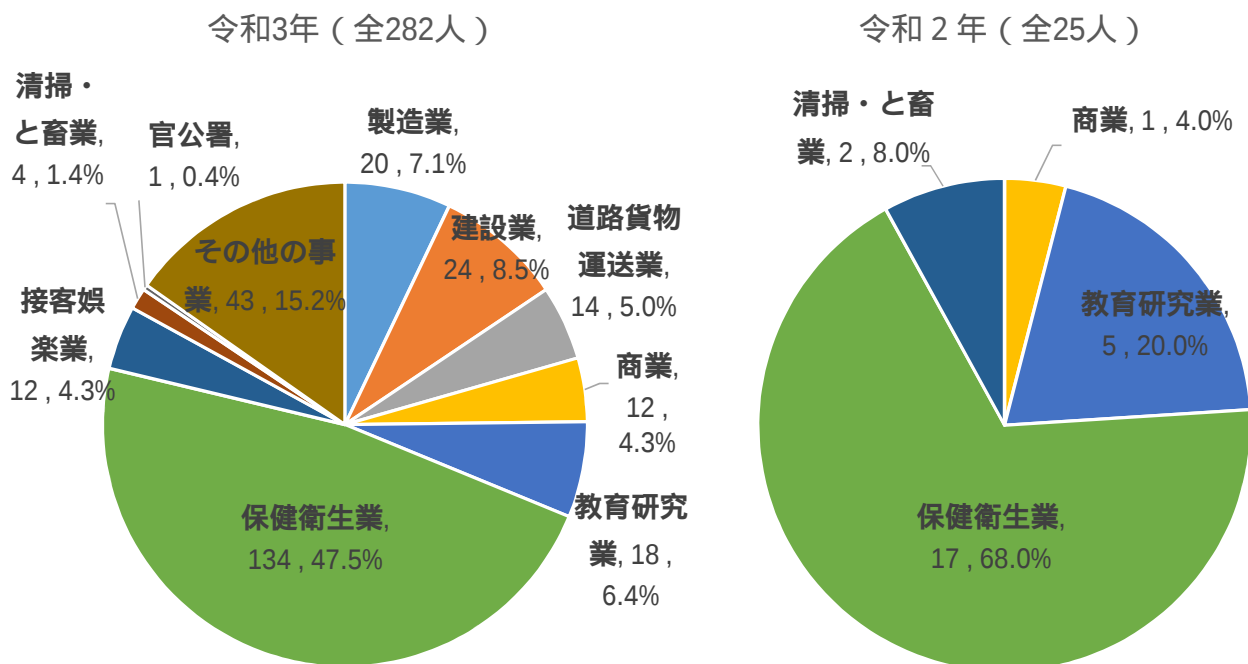
(資料 4)

新型コロナウイルス感染症のり患による死傷者数の推移



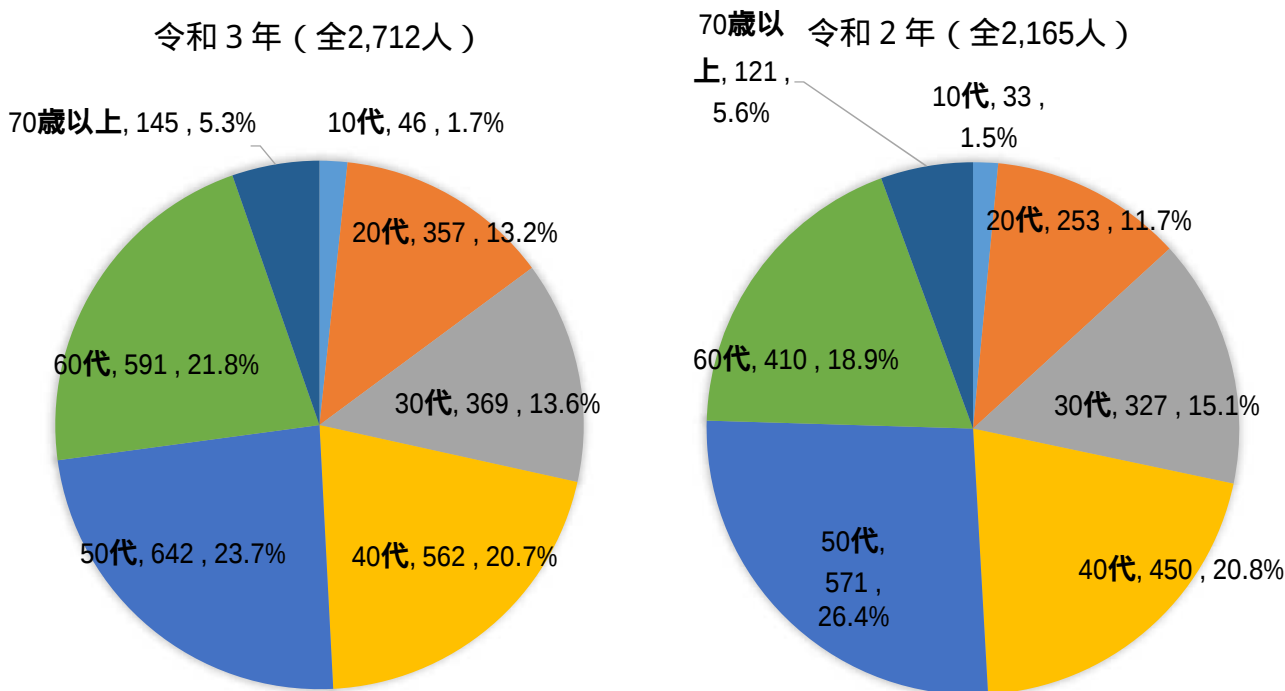
(資料 5)

新型コロナウイルス感染症業種別内訳



(資料 6)

年代別死傷者数内訳



令和3年宮城県内の死亡災害概要

令和4年1月7日現在速報

番号	業種 発生月	労働者数 時間帯	事故の型 起因物	災害の内容
1	燃料小売業 (8.2.4)	1～9人	はさまれ・ 巻き込まれ	工事現場において、ドラグショベルの給油作業を行うため、タンクローリー車をドラグショベルの正面に停車し、タンクローリー車とドラグショベルの間に進入したところ、停車させたタンクローリー車が動き出し、ドラグショベルとの間にはさまれた。
	1月	13時台	動力運搬機械	
2	港湾海岸工事業 (3.1.11)	1～9人	墜落・転落	工事現場において、岸壁に台船を接岸しようとしたところ、岸壁の防舷材（緩衝材）と台船の防舷材がはさまり動けなくなったため、岸壁側から台船を押した時に足を滑らせ海へ転落し、動いた台船の防舷材と岸壁の防舷材の間にはさまれた。
	3月	8時台	その他の乗物	
3	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 (3.2.1)	1～9人	墜落・転落	型枠組立て作業中、角材を2列に並べた作業通路から約1.2m下の地面に墜落した際に、パイプサポートに胸を強打した。
	5月	15時台	通路	
4	道路貨物運送業 (4.3.2)	10～49人	倒壊・崩壊	コンテナトレーラからフォークリフトで荷下ろし作業を行っていたところ、荷が崩れ、荷とコンテナの壁の間に挟まれた。
	5月	7時台	荷姿の物	
5	その他の土木工事業 (3.1.99)	10～49人	激突され	工事現場で掘削中に出てきた埋設管を取り除くため、同僚が操作するドラグショベルに近づいたときに、ドラグショベルが旋回し、バケット部分に激突されるとともに、近くに停車していたダンプカーとの間に挟まれた。
	5月	16時台	掘削用機械	
6	木造家屋建築工事業 (3.2.2)	1～9人	墜落・転落	木造住宅新築工事で、高さ3メートルの梁上で垂木の取り付け作業を行っていた時にバランスを崩して墜落し、2.1メートル下の足場板に墜落した際に足場の単管に背部を強打した。
	5月	13時台	仮設物・建築物等	
6	水産食料品製造業 (1.1.2)	10～49人	有害物等との接触	事業場敷地内にある工場廃水の残渣を分離する機械がある小屋へ残渣を確認しに行った時に、小屋内に充満していた硫化水素を吸入した。
	7月	15時台	有害物	
7	道路貨物運送業 (4.3.1)	1～9人	交通事故	砂利の運搬を行うため、ダンプトラックを運転して県道を走行していたところ、ガードレールに衝突し、約2メートルの道路脇に転落した。
	8月	11時台	トラック	
8	新聞販売業 (8.2.5)	10～49人	交通事故	新聞配達のため、原付自転車で県道を走行中に転倒した。
	9月	3時台	バイク	
9	その他の小売業 (8.2.9)	10～49人	交通事故	ファストフードデリバリー業務のため、社用車（軽貨物車両）を運転して客先に商品配達後、店舗に戻る途中、片側1車線の直線道路を走行中に普通乗用車と正面衝突した。
	9月	17時台	乗用車	
10	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 (3.2.1)	1～9人	倒壊・崩壊	設備解体工事において、ローリングタワー2台の間に単管等を架け渡し、中央にチェーンブロックを取り付けた設備により重量約1tの熱交換器の搬出作業を行っていたところ、バランスを崩して転倒し、付近で待機していた作業者が熱交換器の下敷きとなった。
	11月	15時台	人カクレーン等	
11	陸上貨物取扱業 (5.1.1)	10～49人	倒壊・崩壊	倉庫整理のため、フォークリフトで段ボールに梱包された冷凍庫をパレット1段当たり8台3段重ね（高さ約7m）にして移動をしていたところ、荷崩れを起こし、運転席の外に出た運転手の頭部に激突した。
	11月	14時台	フォークリフト	
12	社会福祉施設 (13.2.1)	10～49人	その他	新型コロナウイルス感染症により死亡した。
	1月	—	その他の起因物	
13	橋梁建設工事業 (3.1.5)	1～9人	墜落・転落	橋台建設工事現場において、移動式クレーンの玉掛けの業務に従事していた被災者が、高さ約2mの通路から基礎コンクリート上に墜落、もしくは掘削法面を転落した。
	12月	13時台	作業床・歩み板	
14	その他の土木工事業 (3.1.99)	1～9人	はさまれ・ 巻き込まれ	ブルドーザーを運転して除雪作業を行っていたところ、前方に投げ出されて轢かれた。
	12月	19時台	整地・運搬・積込み用機械	

(注)速報をとりまとめたものであり、今後、修正・削除される可能性がある。

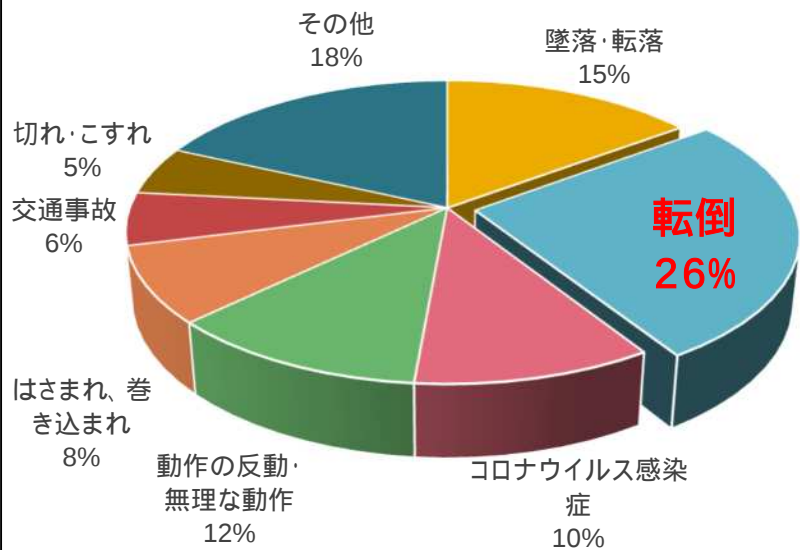
要注意！冬期の転倒災害！

～昨シーズンは転倒災害が多発しています～

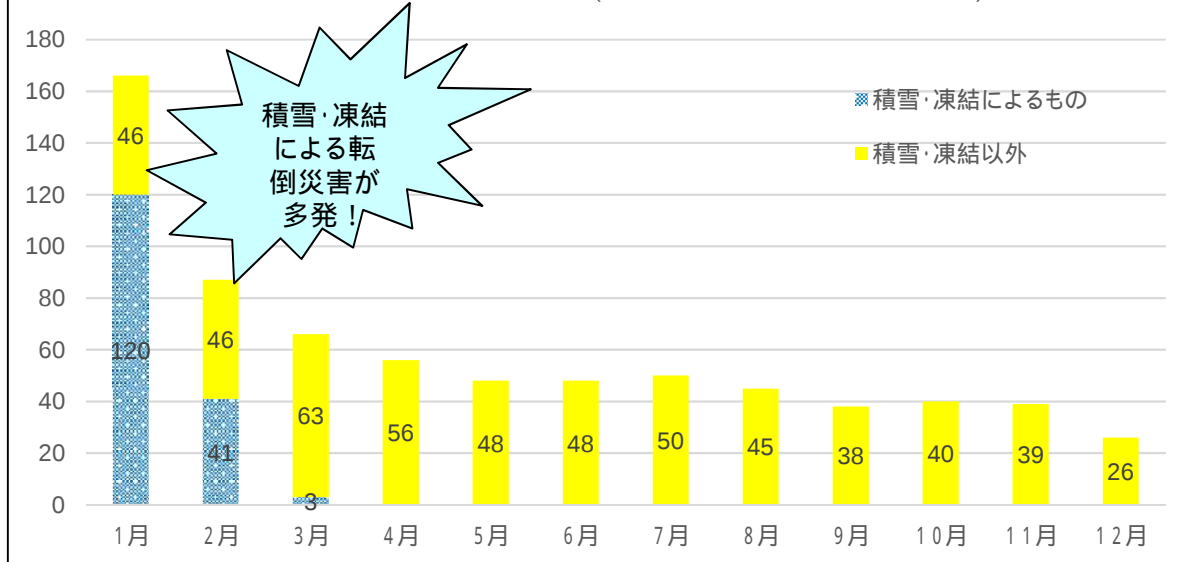
転倒災害発生状況

- 県内の労働災害による休業4日以上之死傷者数は2,712人（令和3年12月末速報値）となっており、その約3割は転倒によるものです。
- 転倒災害は特に冬期間に多く発生していますが、降雪の多かった令和3年1月～2月には、積雪・凍結による転倒災害が多発しました。

事故の型別労働災害発生状況（令和3年12月末速報値）



月別転倒災害発生状況（令和3年12月末速報値）



冬期間は積雪・凍結などによる転倒災害が多発します。裏面記載のポイントを参考に、転倒防止対策の徹底をお願いします。

宮城労働局・労働基準監督署



< 冬期の転倒災害防止対策のポイント >

安全で安心な作業が行えるようになると、作業効率もUP!!

check ☐

1 安全な通路等が確保されていますか？

(4S：整理・整頓・清掃・清潔の徹底)

- こまめな除雪、凍結防止剤の散布（屋外）
- 凍結防止機能付きマットなどの設置（屋内）
- 通路等からの障害物の撤去
- 照度の確保（照明の設置など）

check ☐

2 転倒しにくい作業方法など

- 滑りにくい靴を選ぶ（必要に応じて滑り止めを使用する）
- 滑りやすい場所では、「小さな歩幅で」「少し膝を曲げ」「足裏全体で」「ゆっくりと」歩く
- 足元を十分に確認する
- 時間に余裕を持って行動する

check ☐

3 その他の対策

- 気象情報を踏まえた作業計画の作成
- 転倒リスクに応じた「危険マップ」の作成
- 危険箇所への掲示物による「見える化」

転倒災害の防止対策のためのツール

厚生労働省と消費者庁は、日本転倒予防学会と協力して、日本転倒予防学会が主唱する10月10日の「転倒予防の日」を契機に、国民に対する転倒予防の呼びかけを行いました。

厚生労働省HPでは転倒災害防止リーフレットのほか、転倒災害防止のための適切な靴の選定、転倒・腰痛予防体操動画、小売業、介護施設向けの

リーフレット等も掲載しておりますので、これらを参考にしながら、皆さまの事業場に適した対策を導入してください。



(厚労省HP)



厚生労働省と労働災害防止団体では、転倒災害を撲滅するため、「**STOP！転倒災害プロジェクト**」を推進しています。



STOP！転倒災害プロジェクト
(職場のあんぜんサイト)



職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

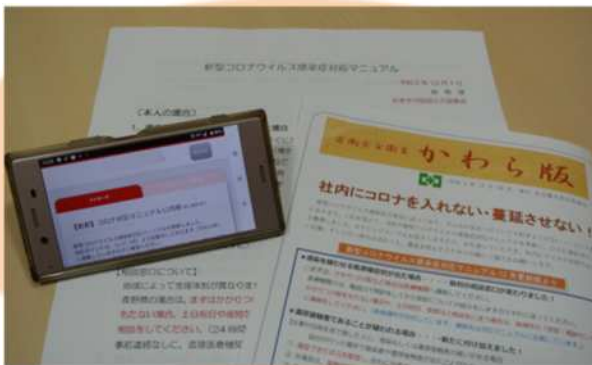
リーフレットは
厚生労働省ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- [手順]
 - 感染リスクのある社員の自宅待機
 - 濃厚接触者の把握
 - 消毒
 - 関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。



体調確認アプリの活用（その他の事業）



- 従業員が日々の体温等の体調を入力し、管理者が入力状況を確認できるアプリを活用して、体調に異常のある者に対して在宅勤務やかかりつけ医への電話相談等の対応を促している。

本事例では、長崎県健康管理チャットサービス（N-CHAT）を使用

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

昼休みの時差取得（製造業）

区分	就業時間	休憩時間	労働時間
1 直	7:00 ~ 16:00	① 11:00 ~ 12:00	8.0Hr
		② 11:30 ~ 12:30	
2 直	16:00 ~ 1:00	① 20:00 ~ 21:00	8.0Hr
		② 20:30 ~ 21:30	

※休憩時間の3密回避のため、時間帯を二つに分けることとする。

- 休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、休憩時間帯を2つに分けることとした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

(((感染症防止5)))

- ・ 手洗い うがい 確実に！
- ・ 十分とろろ 睡眠は！
- ・ 毎朝検温 忘れずに！
- ・ 人混み避けよう！マスクせよ！
- ・ 必ず換気 休憩所！

Phòng chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- ・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- ・ Có đủ giấc ngủ!
- ・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- ・ Hãy tránh đám đông! Đặt trên một mặt nạ!
- ・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に関与することを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・就労時、屋内に入るときや会話をすると共に、症状がなくマスクの着用を求めている。	はい・いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら

< 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター >

0120-60-3999

～ 職場の安心・安全を推進し、今日よりもっといい明日を～

「SafeworkK向上宣言」

*****宮城労働局ホームページに掲載します*****



宣言の例

「SafeworkK向上宣言」は、労働災害を防止し労働者が健康で安全に働くことができる職場環境づくりなどに向けた事業主の意思を、企業内外に表明する制度です。

事業場内の見やすい場所に掲示する等して周知するほか、ご希望により宮城労働局ホームページに掲載します。

是非、ご活用ください。

宣言日 令和 年 月 日

SafeworkK
ゼロ災 MIYAGI

事業場名
労働サービス株式会社
代表者印氏名 (自署で署名しましょう)
代表取締役 衛生次郎

SafeworkK 向上宣言

すべての社員及び取引先の皆様が健康で安全に働ける職場づくりに取り組みます。

【本場事項】

- 安全衛生年間計画を作成して、計画的に安全衛生活動を行います。
- 安全衛生委員会で十分に検討し、社員の声を反映した対策を実施します。該事項は速やかに周知します。
- 人材育成のため、資格取得、研修等や経験に同じ、能力向上を求めた社員教育を積極的に実施します。
- 4S（整理、整頓、清掃、清潔）を実施し、転倒災害を防止します。

宮城労働局・労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会



詳しくは宮城労働局ホームページで

宮城労働局セーフワーク

検索



【お問合せ先】 宮城労働局労働基準部健康安全課（電話 022 - 299 - 8839）
仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 8階

「SafeworkK向上宣言」は、以下の機関が運営しています。
宮城労働局・労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会